

事例番号:290251

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

4回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 0 日

9:00 頃 腹痛、嘔気・嘔吐、腹部緊満感あり

11:11 当該分娩機関を受診

11:48 超音波断層法にて胎児心拍数 50 拍/分

11:52 常位胎盤早期剥離疑いのため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 0 日

12:07 帝王切開にて児娩出、子宮紫色に変色

胎児付属物所見 大量の凝血塊あり、血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 0 日

(2) 出生時体重:3298g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 10[°]ト範囲外、PCO₂ 不明、PO₂ 12.8mmHg、HCO₃⁻ 不明、
BE 不明

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレ
カリン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症 Sarnat 分類重度

(7) 頭部画像所見:

生後 18 日 頭部 MRI にて多嚢胞性脳軟化症、大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を解明することは困難であるが、妊娠 38 週 0 日の 9 時頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 0 日の受診後の対応(超音波断層法による胎児心拍数の確認、血液検査実施、バイタルサイン測定、内診、常位胎盤早期剥離疑いのための入院決定)は一般的である。

(2) 妊娠 38 週 0 日の受診後の超音波断層法にて胎児心拍数 50 拍/分の胎児徐脈が認められたことから、帝王切開を決定したことは適確である。

(3) 帝王切開の説明を書面にて行い、同意を得たことは一般的である。

(4) 帝王切開の決定から 19 分で児を娩出したことは適確である。

(5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、アドレナリン注射液投与)、および重症新生児仮死のため高次医療機関 NICU に搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、分娩当日の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあたっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な書類であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

(2) 妊婦健診の中で常位胎盤早期剥離の保健指導を行うことが望まれる。

【解説】外来診療録からは、外来において常位胎盤早期剥離の保健指導が行われたという記録はみられないが、「産婦人科診療がトラウマ-産科編 2014」では、初期症状(出血、腹痛、胎動減少)に関する情報を妊娠30週頃までに妊産婦へ提供することが推奨されている。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

再発防止のためのシステム改善としてすでに検討されていることを活かし、予約外受診の妊産婦の院内における情報共有および対応について、さらなる連携の強化が望まれる。

【解説】本事例は、妊産婦からの症状の訴えに対して早めの来院を促しているが、当該分娩機関に到着してから医師の診察までに37分を要している。早めに診察が必要であると判断される症状の妊産婦が予約外受診をする際には、院内で情報共有を行い、

迅速な対応ができるように、さらに連携を強化することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

常位胎盤早期剥離の予防および早期診断に関する研究を支援することが望まれる。